# プラスチック製容器包装および紙製容器包装への

# 識別表示

0

# 義務





プラスチック製容器包装および紙製容器包装の 製造事業者ならびに利用事業者の皆様が、 「識別マーク」を表示する際にご活用ください。

# 識別表示と再商品化義務

容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法は、事業者に対して、それぞれ再商品化義務と識別表示義務を定めて、容器包装のリサイクルの促進を目指しています。識別表示の目的は、消費者の分別排出を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。

このパンフレットで「識別表示」とは、資源有効利用促進法に基づいて指定表示製品と定められた容器包装に、プラスチック、紙、PET、スチール、アルミ等の材質を表示することをいいます。また、「識別マーク」とは「識別表示」をするために定められた様式に基づいたマークを意味します。プラスチック製容器包装の識別マークをここでは「プラマーク」といい、紙製容器包装の識別マークをここでは「紙マーク」といい、紙製容器包装の識別マークをここでは「紙マーク」といいます。

#### 1.容器包装とは

●「容器包装」とは、「容器」(ボトルや缶や袋のように商品を入れるもの)と「包装」(包装紙やラップのように商品を包むもの)であって、商品が消費されたり取り出されたあと不要となるものです。

#### 2. 再商品化義務

#### (1)再商品化とは

●「再商品化」とは、有償または無償で譲渡できる状態にまで処理、加工することを意味します。

#### (2)再商品化義務者

- ●下記の事業者(小規模事業者を除く)は、市町村が分別収集した容器包装を引き取って再商品化する義務があります。
  - ・容器や包装を利用する中身製造業者
  - ・商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売業者
  - ·容器の製造者
  - ・容器や包装に入った商品の輸入販売業者
  - ・容器を輸入する事業者

#### (3)義務履行の委託

●事業者は自ら再商品化をするか、または、財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託することができ、委託料を支払えば義務を果たしたものとみなされます。

注: 再商品化義務の詳細については、容器包装リサイクル法(正式名称: 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」) および経済産業省のパンフレット 「容器包装リサイクル法―活かそう、「資源」に。」を参照

#### 3. 識別表示義務

#### (1)義務対象の容器包装

●飲料・酒類用のスチール缶やアルミ缶および飲料、酒類、特定調味料用のPETボトル、プラスチック製容器包装と紙製容器包装への識別

表示が義務化されています。

なお、資源有効利用促進法政省令が改正されたことにより、従来、「プラスチック製容器包装」の区分であった特定調味料用のPETボトルは、平成20年4月から「PETボトル」の区分へ変更されています。



(飲料、酒類、特定調味料用のPET ボトルを除く)



紙製容器包装

(飲料用紙パックでアルミ不使用のもの および段ボール製容器包装を除く)



PET

飲料、酒類、特定調味料用の PETボトル



飲料・酒類用スチール缶



飲料・酒類用アルミ缶

注1:詳細については、経済産業省HP「資源有効利用促進法」参照。

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\_info/law/02/index06.html http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\_info/law/02/pet.html

注2:上記識別マークは一般に用いられるものであり、識別マークの様式は法令に定める ところによります。

#### (2)識別表示義務者

- ●下記の事業者は、識別表示義務があります。
  - ·容器の製造事業者
  - ・容器包装の製造を発注する事業者(利用事業者)
  - ·輸入販売事業者

#### (3)識別表示義務と再商品化義務の関係

- ■プラスチック製容器包装と紙製容器包装については、再商品化義 務の対象と識別表示義務の対象は基本的に同じです。
- ●他の容器包装については、種類により次のような違いがあります。

容器包装	再商品化義務	識別表示義務
プラスチック製容器包装	あり	あり
紙製容器包装	あり	あり
ガラス製容器	あり	なし
飲料、酒類、特定調味料用のPETボトル	あり	あり
飲料・酒類用スチール缶	なし*1)	あり
飲料・酒類用アルミ缶	なし*1)	あり
他のスチール・アルミ製容器包装	なし	なし
飲料・酒類用紙パック(アルミ不使用)	なし*1)	なし*2)
段ボール製容器包装	なし*1)	なし*2)

- \*1)分別収集されれば有償または無償で譲渡できるので、容器包装リサイクル法の適用から除外されています。
- \*2) 6.自主的表示(次頁)参照
- ●なお、小規模事業者は、識別表示義務があるのに対して、再商品化 義務は免除されています。
- ●また、再商品化義務と識別表示義務は、事業のために消費する商品の容器包装には、原則として適用がありません。

#### 4. プラマークと紙マーク表示の原則

#### (1)識別マークのデザイン

- ●原則として、この解説書に示したデザインとします。
- ●ただし、同一性が損なわれず、はっきり識別されれば、多少の変更や 装飾が可能です。

#### (2) 識別マークのサイズ

●上下の長さがつぎのように決まっています。



注:本項4.の上記識別マークは一般に用いられるものであり、識別マークの様式は法令に 定めるところによります。

#### (3)表示方法

●容器包装の表面に1箇所以上印刷し、ラベル(シール)を貼り、または 刻印をすることにより表示します。

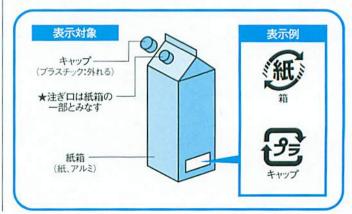
#### (4)多重容器包装と一括表示

- ●カップ麺の容器(カップ十ふた十外装フィルム十スープ袋)やシャンプーのボトル(ボトル十キャップ十ポンプ)のようにいくつかの分離できる部分で構成されているもの、または菓子箱(内袋十外箱)のように容器包装に入った商品にさらに容器包装を付したものは、構成部分(法令では、ある構成部分に対する他の部分を「一体容器包装」と呼ぶ)のそれぞれをひとつの容器包装とみなします。
- ■識別マークは各構成部分に直接表示するのが原則です。ただし、ほぼ同時に捨てられる構成部分については、まとめていずれかの部分に一括して表示をすることができます。その場合、各構成部分の名称(法令では「役割名」と呼ぶ)をその識別マークに併記することが必要です。



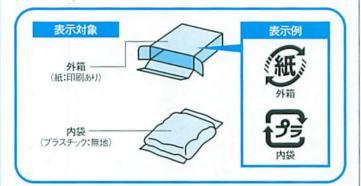
#### (5) 複合素材・材質の容器包装

●日本酒用紙箱(アルミ使用)のプラスチック製注ぎ口や、プラスチック製ボトルに貼った紙ラベルのように容易に分離できないもの、またはアルミとプラスチックを貼り合わせた材料で作った容器包装の場合は、分離できないかたまりをひとつの容器包装とみなします。そしてその中で最も重い材質のマークを分離できない部分のいずれか(例えばボトルに貼った紙ラベル)の上に表示します。例えば、プラスチックとアルミと紙からできている容器包装でプラスチックが最も重ければ、主としてプラスチック製の容器包装としてプラマークを表示します。



#### (6) 無地や表示不可能な容器包装

- ●無地や表示不可能な容器包装は、他に分離できる構成部分(前記(4)の「一体容器包装」)の中に識別表示義務のあるもの(飲料・酒類用スチール缶、飲料・酒類用アルミ缶、飲料・酒類・特定調味料用のPETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装で、法令では「関連容器包装」という)が含まれていないか、含まれていてもそのすべてが無地か表示不可能であれば、表示義務はありません。
- ●印刷がなされているものやラベルが貼られているもの、刻印可能な成型 工程で作られるもの(現に刻印がなくても)は、無地に該当しません。
- ●無地や物理的に表示不可能な容器包装は、「一体容器包装」があって、 その中に上記「関連容器包装」が含まれている場合には、「一体容器包 装」のいずれかに、識別マークと役割名を併記して表示します。
- ■この場合、無地や物理的に表示不可能な容器包装とほぼ同時に捨てられる「一体容器包装」があれば、その上に表示します。



#### (7)小売業者が商品の販売時に利用する包装紙

- ●小売販売を業とする者が使用する包装紙(プラスチック製、紙製)は、 1,300平方cm以下であれば識別表示義務はありません。
- ●なお、特定の商品を包装するために製造される包装紙は1,300平方cm 以下でも識別表示が必要です。

#### (8)輸入品

- ■輸入品でも、次の場合には識別表示の義務があります。
  - ・輸入する商品の容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関す る指示をした場合
  - ・輸入品の容器包装に印刷、ラベルまたは刻印で日本語が表示されて いる場合

#### (9)プラスチック製容器包装に係る材質等の表示

- ●プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチック等の種類を表示することは、法的義務はありませんが、望ましいこととされています。
- ●表示をする場合、材質の記号は、

JIS K 6899-1 2000 (ISO1043-1 1997)

に準拠し、複合材質、複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ

- 以上を表記し、主要な材料に下線を付すことを推奨します。
- ●一括表示の場合は、下記の例のように役割名と材質記号の間にコロン (:)を付します。



#### (10)ガイドライン

●業界団体は、識別表示の円滑な実施のために、業界ごとのガイドライン を作成し、会員事業者等はそれに沿って表示することが望まれます。

#### 5. 罰則等

- ●資源有効利用促進法の規定を遵守しない識別表示義務者には、勧告、 公表、命令、罰則が適用されます。
- ●ただし、売上高と従業員の両方につき以下の要件を満たす小規模事業者については、識別表示の義務はあるものの、罰則等は適用されません。

#### 小規模事業者とは

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ5名以下

- ●なお、「プラスチック製容器包装」の区分であった特定調味料用のPET ボトルは、平成20年4月から「PETボトル」の区分に変更されました。
- ●このため、特定調味料用のPETボトルは、識別マークを変更する必要があります。
- ●ただし、特定調味料用のPETボトルに係る表示事項の遵守については、 平成21年3月31日までの猶予期間が設けられています。

#### 6. 自主的表示

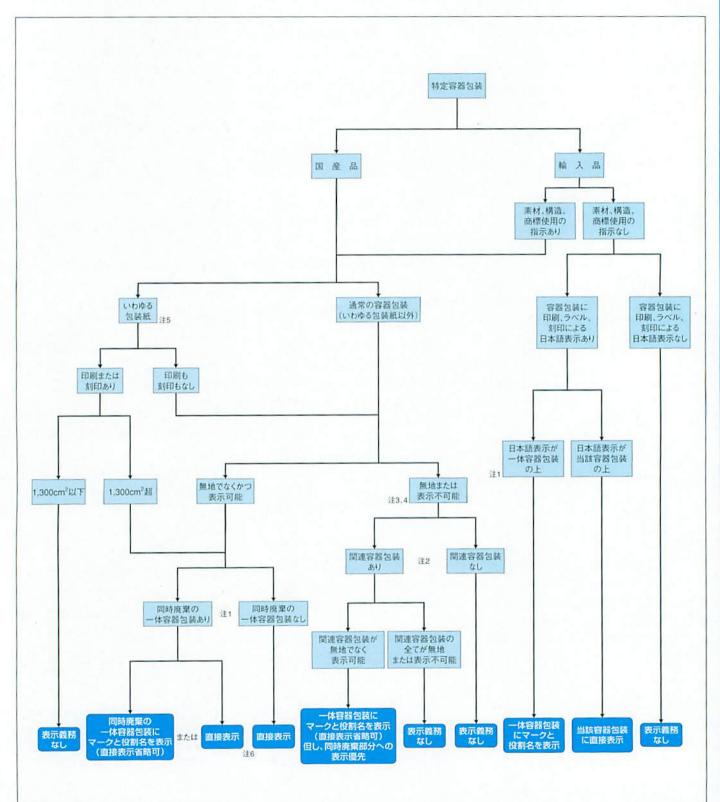
●飲料・酒類用紙パック(アルミ不使用)と段ボール製容器包装は識別表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し、表示することにしています。







# プラスチック製容器包装および紙製容器包装の 識別表示チェックシート



- 注1. 「一体容器包装」とは、容器包装に入れられまたは包まれた商品を入れまたは包む他 の容器包装
- 注2. 「関連容器包装」とは、容器包装に入れられまたは包まれた商品を入れまたは包む他の指定表示製品で、飲料・酒類用スチール缶、飲料・酒類用アルミ缶、飲料・酒類・特定調味料用PETボトルおよびプラスチック製容器包装、紙製容器包装
- 注3. [無地の容器包装]とは、印刷、ラベルがなく、刻印をすることが可能な成型工程も ない容器包装
- 注4. 「表示不可能容器包装」とは、素材上、構造上、その他やむをえない理由で識別マークを表示できない容器包装
- 注5. 小売販売者が販売するときに商品を包むプラスチック製・紙製包装で、包む商品が 特定されていないものを、ここでは「いわゆる包装紙」と呼ぶ
- 注6. 表示対象の容器包装の表面への表示をここでは「直接表示」と呼ぶ

# プラスチック製容器包装および紙製容器包装の識別表示Q&A

#### 1. 識別表示対象の容器包装

# Q1

識別表示対象の容器包装は容器包装 リサイクル法(以下、容り法と略)の再 商品化義務の対象と同一ですか?

▲:原則的には同一です。しかし、容り法の適用が除外されている小規模事業者の容器包装にも識別表示義務があります。逆に無地や表示不可能の容器包装、一定サイズ以下の包装紙、輸入品等については、再商品化義務はありますが、識別表示義務がない場合もあります。

# Q2

家庭系と事業系に共通に使用する容器 包装の場合、事業系にも識別マークが 付いてしまってもよいのでしょうか?

▲:極力両者を区別して、事業系容器包装 に識別マークが付されないよう配慮する ことが望まれます。

# Q3

識別表示をすると容り法の再商品化 義務が生じるのですか?

A:識別表示をする、しないによって容り法 の再商品化義務が発生したり、なくなっ たりすることはありません。ただし、各事 業者は識別表示をする場合に、容り法の 義務の対象か否かを確認することをお 願いします。

# Q4

平成20年4月から「特定調味料」用 PETボトルの表示区分が変更されま したが、「特定調味料」とは何ですか?

- ▲:「特定調味料」とは、資源有効利用促進 法省令で規定されている下記の6種類 です。
  - 1. しょうゆ
  - 2. しょうゆ加工品
  - 3. みりん風調味料
  - 4. 食酢
  - 5. 調味酢
  - 6. ドレッシングタイプ調味料

※ただし、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗 浄により容器から当該物品の臭いを除去 出来るものに限る。

#### 2. 識別表示義務者

# **Q5**

識別表示義務者は容器包装のメーカーですか、それとも利用者ですか?

▲:識別表示義務は容器の製造事業者、容器包装の製造を発注する事業者(利用事業者)のいずれにもかかります。また、輸入販売事業者も義務者となります。

#### 3. 識別マーク

# 06

識別マークの色、線幅、スリット、フォント、周辺の枠や装飾は、自由に決めることができますか?

▲:容器包装全体の模様および色彩と比較 して、鮮明であり、かつ容易に識別できる 限り可能です。

# Q7

識別マークは印刷や刻印でなく、シールを貼ってもよいのでしょうか?

▲:識別マークは、印刷し、ラベルを貼り、または刻印することによる表示が認められています。ただし、新たにラベルを貼ることは、台紙等によるごみの発生を伴う可能性もあり、留意する必要があります。

# റെ

識別マークをスタンプで表示してもよいのでしょうか?

A:鮮明であり、容易に消えないなど印刷に 準じた性能があれば認められます。

# 4. 識別マークの表示場所

# Q9

ふたの内側など、容器の内側で開けないと外からは見えないところに識別マークを付してもよいのでしょうか?

▲:商品を入れまたは包んだ状態における容器包装の表面につけてください。

### Q10

容器包装の識別マークを商品のタグや 取扱説明書に表示してもよいのでしょ うか?

▲:タグや取扱説明書は容器包装ではない ので、その上に表示することによって本来 の識別表示を省略することはできません。

# 5. 無地の容器包装の場合

# Q11

無地のプラスチック袋に中身商品表示用の紙ラベルを貼る場合、どのように識別表示したらよいのでしょうか?

▲:ラベルが貼ってあれば、袋は無地の容器 包装には該当せず、識別表示が必要で す。ラベルが袋から容易に分離出来ない 場合は、識別マークをラベルに付すこと ができます。

# 012

前記の場合、紙ラベルの分の識別マー クは必要ですか?

▲:ラベルは容器包装ではないため、ラベル について識別表示する必要はありません。

# Q13

賞味期限やロットナンバーの印字は 印刷とみなされるのですか?

A:印刷とはみなされません。

# Q14

色無地の場合、印刷があるとみなされますか?

▲:色無地は無地とみなされます。印刷があるとはみなされません。

# Q15

無地のレジ袋やロール袋は、識別表示 が必要ですか?

▲:販売時に利用される無地のレジ袋などには、識別表示の義務がありません。ただし、レジ台での表示などで情報提供をすることが望まれます。

# 6. 表示不可能な場合について

# Q16

つまようじの袋のように数ミリ角で 一方向に長いものやみかんを入れる ネット状の袋は識別マークの表示が 不可能と考えてよいのでしょうか?

★:識別マークを表示するスペースがなければ、表示不可能の容器包装に該当します。ただし、他の容器包装に表示することが必要な場合がありますのでご注意ください。

#### 7. 同時廃棄について

# Q17

内袋に入った多数の商品が外箱に入っていて、商品が少しずつ取り出して使われ、全部が無くなるまで外箱を捨てない場合、内袋の識別表示を外箱に付けてもよいのでしょうか?

▲:商品の消費(使用)形態により内袋と外箱が同時に廃棄されるものであると判断される場合には、外箱へ一括して表示することが認められます。

# 8.各構成部分の名称(役割名)について

# Q18

役割名の字体は自由ですか?

▲:字体は自由ですが、鮮明でかつ容易に識別できることが必要です。

# Q19

役割名の呼称は自由に決めてよいので すか?

▲:消費者にとってわかりやすい呼称である ことが必要です。業界統一のガイドライン があればそれに従うことが望まれます。

#### 9.トレイの場合

# Q20

ラップのかかったトレイに識別表示義 務はありますか、表示の方法は?

★:トレイは製造工程において刻印をすることが可能な成型工程があるため無地に該当しないので、印刷がない場合でも識別表示の対象です。しかし、ラップが同時に廃棄されると認められる場合には、ラップに貼られた商品表示のためのラベルの上に識別表示することによって、トレイの表面への表示を省略することができます。

# Q21

トレイにかける無地のラップに識別表示 義務がありますか?また表示の方法は?

▲:ラップの上に商品等の表示のためのラベルが貼られれば、無地の包装に該当しません。そのようなラップの識別表示はラベルに付すことができます。

#### 10.包装

# **Q22**

商品を包む面積が、商品の表面積の1/2以下の包装は識別表示の対象外ですか?

A:商品全体を包むのに要する最低面積の 1/2以下のものは「容器」でも「包装」でも ないとされていますので、識別表示義務 の対象外でもあります。

# 11.包装紙(プラ製または紙製)

# **Q23**

省令では、1,300平方cm以下で印刷または刻印がある包装紙が識別表示義務の対象外とされていますが、無地は除外されていないのですか?

▲:無地の包装紙は面積の大小にかかわらず無地の容器包装に関するルール(注)に 従い、ラベルを貼るなどのことがなければ、識別表示の義務はありません。

# 注:4頁(6)無地や表示不可能な容器包装参照

# 024

製造時に特定の製品を包んで出荷する場合、包装紙(例:キャラメルの一粒を包む個包装)は、省令で識別表示義務の対象外とされている包装紙(Q23参照)に該当しますか?

▲:識別表示の対象となります。省令で識別表示義務の対象外とされている包装紙は、小売業者が販売の時に、商品を包むものです。なお、小売業者が販売時に使用するものでも、特定の商品を包むために製造された包装紙は、面積の大小にかかわらず対象となります。

#### 12.複合材質・素材

#### 025

分離不可能な複合素材で重量的に主たる素材が識別表示義務の対象外である アルミなどの場合、従たるプラスチックに対する識別表示義務はないのですか?

▲:複合素材の場合は、重量的に主たる素材 に関して識別表示の対象となるか否かを 判断します。したがって、識別表示の義務 はありません。ただし、素材の情報を提供 することが望まれます。

# **Q26**

ブリスターパックのうち、台紙とカ バーが分離可能なものはどう識別表示 をすればよいのでしょか?

★:台紙とカバーがホッチキスで留めてある ものおよび糊付けされていても剥がれや すいものは分離可能な一体容器包装の ルールに従って識別表示します。この場 合、台紙の上に、台紙用の紙の識別マー クとカバー用のプラスチックの識別マー クを一括して表示すれば、個々の表示は 省略できます。

#### 13.猶予期間について

# Q27

平成20年度以降、「特定調味料」が「容器包装区分上のPETボトル」としての分別収集対象となりますが、どう識別表示をすればよいのでしょうか?

▲: 平成20年2月6日に公布された省令において「特定調味料」が「資源の有効な利用の促進に関する法律」における「指定表示製品」に加えられることが定められました。このため、「特定調味料」用のPETボトルには、法に定められた表示(PETボトルの識別マークの表示)を行う必要があります。ただし、「特定調味料」用のPETボトルに係る表示事項の遵守については、平成21年3月31日までの猶予期間が設けられています。

#### 14.識別マークの管理について

# 028

識別マークを付けたらどこかに届ける のですか?

A:届け出の義務はありません。

# Q29

識別マークをつけたら使用料を払うのですか?

A:使用料を払う必要はありません。

# 15.業界のガイドライン

# Q30

業界のガイドラインの入手方法は?

△:所属する業界団体に照会してください。

# Q31

業界のガイドラインは守らなければならないのですか?

▲:識別表示は、製品の種類ごとに統一的で あった方が消費者にわかりやすいので、 ガイドラインに沿った表示が望まれます。



### 容器包装リサイクル法および識別表示については、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

	経済産業省	
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	環境対策課
		TEL:011-709-1754(直通
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	循環型産業振興課
mercan destruction de der era		TEL:022-263-1206(直通
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課
L ARAB In the SE CO		TEL:048-600-0291(直通
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課
hart also date had not the ETS	THE COLUMN TWO IS NOT	TEL:052-951-2768(直通
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課
	Total Communication Communicat	TEL:06-6966-6018(直通
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課
and the same state of the same	New York and the second	TEL:082-224-5676(直通
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課
1 THE WAY AND MAN AND THE	State of the second of the sec	TEL:087-811-8534(直通
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	リサイクル推進課
·	AND Table arter Mill atom	TEL:092-482-5472(直通
沖縄総合事務局	経済産業部	環境資源課
des bet etc. on etc.	ale to 11 Change (4 Pro	TEL:098-866-1757(直通
経済産業省	産業技術環境局	リサイクル推進課
		TEL:03-3501-4978(直通
	環境省	
大臣官房	廃棄物・リサイクル対策部	3 企画課 リサイクル推進室
		TEL:03-3581-3351(代表
Very series	財務省	
理財局	総務課	たばこ塩事業室
-IRTHI	80171DA	TEL:03-3581-4111(代表
		TEE:00-0001-4111(1090
	国税庁	
札幌囯税局	課税第二部	酒類業調整官
		TEL:011-231-5011(代表
仙台国税局	課税第二部	酒類業調整官
		TEL 1000 060 1111/任事
関東信越国税局	課税第二部	酒類業調整官
関東信越国税局	課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表
	課税第二部 課税第二部	酒類業調整官
		酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官
東京国税局		酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官
東京国税局	課税第二部課税部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官
東京国税局 全沢国税局	課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局	課税第二部課税部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局	課税第二部課税部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局	課税第二部 課税部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局	課税第二部 課税部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局	課税第二部 課税部 課税第二部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局	課税第二部 課税部 課税第二部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局	課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官 TEL:082-221-9211(代表
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局 高松国税局	課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官 TEL:082-221-9211(代表
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局 高松国税局	課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官 TEL:082-221-9211(代表 酒類業調整官 TEL:087-831-3111(代表
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局 高松国税局	課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官 TEL:082-221-9211(代表 酒類業調整官 TEL:087-831-3111(代表
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局 高松国税局	課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官 TEL:082-221-9211(代表 酒類業調整官 TEL:087-831-3111(代表 酒類業調整官 TEL:092-411-0031(代表
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局 高松国税局 高松国税局 福岡国税局 額本国税局	課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官 TEL:082-221-9211(代表 酒類業調整官 TEL:087-831-3111(代表 酒類業調整官 TEL:092-411-0031(代表
東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局 高松国税局 高松国税局 福岡国税局 額本国税局	課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部	酒類業調整官 TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官 TEL:082-221-9211(代表 酒類業調整官 TEL:087-831-3111(代表 酒類業調整官 TEL:097-411-0031(代表 酒類業調整官 TEL:096-354-6171(代表
関東信越国税局 東京国税局 全沢国税局 名古屋国税局 大阪国税局 広島国税局 広島国税局 高松国税局 福岡国税局 領本国税局 神縄国税事務所	課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部 課税第二部	TEL:048-600-3111(代表 酒類業調整官 TEL:03-3216-6811(代表 酒類業調整官 TEL:076-231-2131(代表 酒類業調整官 TEL:052-951-3511(代表 酒類業調整官 TEL:06-6941-5331(代表 酒類業調整官 TEL:082-221-9211(代表 酒類業調整官 TEL:087-831-3111(代表 酒類業調整官 TEL:087-831-3111(代表

	厚生労働	省
医政局	経済課	TEL:03-5253-1111(代表)
	農林水産	省
北海道農政事務所	農政推進課	TEL:011-642-5410(直通)
東北農政局	生産経営流通部	食品課 TEL:022-263-1111(代表)
関東農政局	生産経営流通部	食品課 TEL:048-600-0600(代表)
北陸農政局	生産経営流通部	食品課 TEL:076-263-2161(代表)
東海農政局	生産経営流通部	食品課 TEL:052-201-7271(代表)
近畿農政局	生産経営流通部	食品課 TEL:075-451-9161(代表)
中国四国農政局	生産経営流通部	食品課 TEL:086-224-4511(代表)
九州農政局	生産経営流通部	食品課 TEL:096-353-3561(代表)
沖縄総合事務局	農林水産部	食料流通課 TEL:098-866-1673(直通)
農林水産省	総合食料局 食品産	業企画課 食品環境対策室 TEL:03-3502-8111(代表)

清刷り等 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

> TEL:03-3501-5893 FAX:03-5521-9018 HP: http://www.pprc.gr.jp/

紙製容器包装リサイクル推進協議会

TEL:03-3501-6191 FAX:03-3501-0203 HP: http://www.kami-suisinkyo.org/

## プラスチックの材質表示

日本プラスチック工業連盟

TEL:03-3586-9761 FAX:03-3586-9760 HP: http://www.jpif.gr.jp/

#### 自主的表示

飲料用紙容器リサイクル協議会

TEL:03-3264-3903 FAX:03-3261-9176

HP: http://www.yokankyo.jp/InKami/

段ボールリサイクル協議会

TEL:03-3248-4853 FAX:03-5550-2101 HP: http://www.danrikyo.jp/

#### スチール缶、アルミ缶、PETボトルの表示

スチール缶リサイクル協会

TEL:03-5550-9431 FAX:03-5550-9435 HP: http://www.steelcan.jp/

アルミ缶リサイクル協会

TEL:03-3582-9755 FAX:03-3505-1750 HP: http://www.alumi-can.or.jp/

PETボトルリサイクル推進協議会

TEL:03-3662-7591 FAX:03-5623-2885 HP: http://www.petbottle-rec.gr.jp/

# 経済産業省